

連載
第15回建て替え・新築移転案件から派生する
課題とその解決 E医療機関の場合

～産婦人科医療機関の存続と指定管理者制度⑤～

はじめに

前回では、病床を所有する産科医療機関の経営の厳しさを記述してきましたが、今回はその事業継続性について、若干触れたいと思います。

2025（令和7）年3月19日に公益社団法人日本産婦人科医会から公開された「産科診療所の経営状況と今後の事業継続の見込みに関する調査結果」の中では、正常分娩の費用が保険適用に移行した場合がクローズアップされ、産科の医療機関経営の厳しさが記載されています。

そして、「今後、検討（解決）すべき課題」では、産科の医療機関を取り巻く二つの背景要因を次のように挙げています。

「1. 未婚化・晩婚化の進展、長きにわたる経済不安等もあり、出生数は年々減少し続け、今後も減少傾向が続くことが予想される中、妊産婦のニーズは多様化し、分娩施設が存続していくためには、さまざまなニーズに対応しつつ、安全な医療提供を継続していく必要がある。

2. しかし、多くのスタッフを抱える産科有床診療所においては、社会的な賃上げ傾向に対応するための人件費の上昇、人材確保等のための委託費の上昇に加え、物価等の高騰による支出の増加等もあり、経営

状況は非常に厳しくなっている」

その背景要因に基づき、長年継続してきた正常分娩に係る分娩費用（療養の給付）の保険適用化が検討されており、現実となった場合、分娩の継続を断念する医療機関が出てくる点、およびそれに伴う、地域の分娩提供体制が崩壊する懸念を示唆しています。

産科医療機関経営の事業継続性を考えるポイントは、妊産婦数や出産数という市場の見方だけでなく、(1)ハイリスク分娩への対応、(2)医療訴訟や医療事故へのリスク管理、そして現状では(3)正常分娩費用の保険適用化の行方などが挙げられます。

指定管理者制度とE医療機関の存続

全部は記述できませんが、「指定管理基本協定書」等の契約関係は、時間のある限り十分に吟味し、行政との意見交換を要する点は理解していただいたと思います。

また、他にも指定管理期間（E医療機関は20年間）および原状復帰の条項や、事業の引き継ぎ（継承）の条項など、指定管理者の終了時期の取り決め条項も、あとあと揉めることのないようにしておくことが大切です。

さらに、毎年行われる決算等の報告を含め、指定管理者制度を理解している会計士

別表 E医療機関のプロフィール

1. 所在地：北甲信越地方
2. 開設者：医療法人社団➡指定管理者制度による市への移管
3. 病床規模：30床未満から19床有床診療所への移行
4. 病床（棟）種別：一般病床
5. 診療科目：産科・婦人科・内科・小児科 ほか
6. その他：産科メイン診療体制
7. 医療機関建て替え・移転新築の背景：
①市内での産科医療機関の存続を考え、②市における指定管理者制度の導入
③産科婦人科医療機関の移転、④病院から有床診療所への移行 ほか
8. 建て替え・移転新築コンサルティング依頼内容：
①医療法人社団からの依頼、②某市・医療法人との3者協議の定期的開催、③某市立産婦人科医療機関に関する基本構想策定書の作成、④事業計画の策定と概算見積額の算出、⑤指定管理基本協定書への支援、⑥設計業者選定の支援および設計打ち合わせ、⑦行政手続関係の支援、⑧建設定例会への参加 ほか

および税理士の存在も要します。

E医療機関の件は、市内で分娩できる医療機関が他になく、某市が人口減少や市のイメージアップ戦略などとしても、市内での存続に前向きであったことから、最終的には両者間でWIN-WINの関係が築け、無事に計画が遂行できた気がします。

また、県内でも正常分娩を行える医療機関が少ないことや行政からの働きかけもあり、高次医療機関との話し合いや連携により、ハイリスク分娩とローリスク分娩の棲み分けなども行われました。

移転新築後での内（視）見会では、100人近くの妊産婦を含む家族が訪れ、さらに開院後では某市との協力の下、近隣市町村からの分娩や産後ショートステイの受け入れ、各種教室・相談会の開催などで、人が集まり活気ある医療機関として存続しています。しかしその半面で、E医療機関の課題としては、医師をはじめとする職員の人材不足が継続的にあることや、物価高騰によるランニングコストの増大にも直面している現実があります。

最後に……

イニシャルコストを抑えて経営できる指定管理者制度を活用した産科の医療機関は、正常分娩の受け皿を確保するための一つの方策であると考えられます。昨今では、地域において形を異にした公設民営方式が見られる一方で、単独でなく、産婦人科医療機関でのM&Aによるグループ化やチェーン化も見られます。

産科医療機関の存続について、さまざまな可能性を考える中で、指定管理者制度を活用する場合は、安心かつ安全、そして継続して妊産婦の分娩できる場を提供できることを目標に、行政側と良きパートナーの関係を築き、円滑な情報共有を行うことが重要です。そして途中で揉めることなく、途中での契約解除を避けること、つまり妊産婦が困らないように継続して経営ができることが大切になります。そのためにも「指定管理基本協定書」を結ぶときには、絶対に手を抜かないことを、ここでは繰り返し記述させていただきます。